

業務改善助成金 個別説明会

業務改善助成金を県内企業の皆様に有効にご活用いただくため、個別説明会を実施いたします。

業務改善助成金とは

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

※ 詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



- **日 時** 令和3年8月27日（金）～ 9月17日（金）
9:30～16:00
- **場 所** 佐賀労働局 5階 雇用環境・均等室
（佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第2合同庁舎）
- **内 容**
 - ・業務改善助成金の制度説明
 - ・業務改善助成金の申請方法、活用事例 ほか

申込み方法 事前予約制
日程調整の必要がありますので必ずお電話にてお申し込みください。

申込み先 佐賀労働局雇用環境・均等室
〒840-0801
佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎5階
TEL 0952-32-7218 FAX 0952-32-7224

※上記期間以外にも特別相談窓口で随時相談を受け付けております。

※来室にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いいたします。

・発熱等の症状がみられる場合は、来室をお控えください。

・室内ではマスクの着用・手指消毒等のご協力をお願いします。